

# 産業建設常任委員会会議録

【暫定版】

令和7年12月11日（木曜日）

鹿 角 市 議 会

出席委員等（6名）

委員長	栗山尚記	副委員長	綱木裕一
委員	田村富男	委員	成田哲男
委員	安保真希	委員	佐藤大介

---

欠席委員（0名）

---

事務局出席職員

書記 金澤 修

---

説明のため出席した者の職氏名

産業部長	渡部裕之	産業部次長 兼 産業活力課長	金澤寛樹
農業振興課長	成田靖浩	農地林務課長	北方康博
産業活力課政策監 兼 観光交流班長	館花新一	産業活力課政策監 兼 ゼロカーボン室長	山上和丘
都市整備課長	山崎孝人	上下水道課長	阿部卓也
農業委員会事務局長	相馬天	都市整備課技術監 兼 道路河川班長	金澤光浩
農業振興課主幹 兼 ブランド作物推進班長	小野寺裕一	農業振興課主幹 兼 構造改革推進班長	丸岡正則
農地林務課主幹 兼 農地整備班長	熊谷純明	農地林務課主幹 兼 森林経営管理班長	青山真
産業活力課主幹 兼 商工振興班長	石木田慎	都市整備課主幹 兼 建築住宅班長	児玉純哉
上下水道課主幹 兼 管理班長	関尚人	上下水道課主幹 兼 上下水道班長	目時浩英
農業委員会事務局主幹	齊藤美奈子	都市整備課主幹	柳舘秀人
都市整備課副主幹	村木進悟	農業振興課副主幹	阿部美紀子

午前 10 時 00 分 開会

**【開 会】**

○栗山委員長 委員の出席が定足数に達しておりますので、ただいまより産業建設常任委員会を開会いたします。

**【委員長挨拶】**

○栗山委員長 今日この後、雨が雪に変わる予報のようですが、1 回目の雪が 1 回で終わったので楽をしたなあと思ったら、そのあと地震が来て、このあと天気荒れるという予報があります。関連の皆様いらっしゃると思いますので、年末忙しい時期ではございますが、対応のほうよろしく願ひいたします。

それでは本題に移っていきたいと思います。

本日の会議は、去る 11 月 28 日の本会議において当委員会に付託されました議案 15 件及び陳情 1 件についてそれぞれ審査をお願いするものです。

当局から詳細なる説明を受け、慎重に審査してまいりたいと思います。

ここで委員及び職員の皆様をお願いいたしますが、会議記録作成の関係上、発言の際は委員長の許可を得た上で、お手元のマイクスイッチをオンにして赤色のランプが点灯してから発言願ひます。また、発言終了後はスイッチをオフにしてくださいようご協力をお願いいたします。

なお、委員長の許可がない発言につきましては、会議記録上、不規則発言として記載されることとなりますので、徹底してくださるようお願いいたします。

それでは、会議次第に従い進めてまいります。

**【所管事項の報告】**

○栗山委員長 初めに所管事項の報告を受けます。順次報告を受けた後、所管ごとに区切って質疑を受けてまいります。

それでは、順次報告願ひます。産業部長。

○渡部産業部長 報告の前に、本日の職員の出席状況についてですが、大森建設部長と都市整備課計画管理班の土館主幹兼班長が所用により欠席しておりますのでご了承いただきたいと思ひます。

3 ページをお願いします。

産業部の所管事項についてご報告いたします。

農業振興課関係の「新・農業人フェア」及び「かづの移住・交流フェア」への参加についてであります。鹿角市農業農村支援機構の若手人材確保・育成事業として、首都圏で開催される 2 つのイベントへ出展等をいたしてあります。

はじめに、「新・農業人フェア」ではありますが、東京ビッグサイトで開催される国内最大級の就農イベントで、「農業を知りたい」、「働きたい」、「かかわってみたい」という気持ちを持つ方を対象としたイベントとなっております。本市では、新規就農者への本市農業の魅力などのPRと相談対応のため、11月23日に出展いたしております。

同イベントには全国から228ブースが出展し、1,330名の来場がありました。市では、新規就農ガイドブック等を配布してPRを図っております。

また、本市ブースには、かつの農業協同組合からも職員を派遣していただいて対応を行っており、2組4名の方に対しまして、本市農業の現状や支援制度などをお伝えしております。

次に、「かつの移住・交流フェア」についてではありますが、別紙の参考資料も併せてご覧いただきたいと思っております。

市の政策企画課が、東京都中央区のアキタコアベースを会場に、11月23日と24日に開催したイベントではありますが、農業振興課は24日に参加し、地方への移住や二拠点生活などに関心のある方などに対して、農業の楽しさ等を含めて本市の魅力をお伝えしております。

1日目は、移住コンシェルジュによる「子育てと冬の暮らし」に関するトークイベントで、2日目は、現役農家によるトークイベントを行い、「私たちの就農ストーリー」をテーマに、本市で就農したきっかけや農業の魅力、楽しさ、大変さについて語っていただきました。また、その後のフリートークでは、来場者同士が会話を楽しむなど、和やかな雰囲気での交流を深めることができました。

来場者は2日間で延べ8名でしたが、今後につきましても、本市に興味関心をもっていただき、つながりを持つ場を創出することで、関係人口や移住者の増加につながるような取り組みを進めてまいります。

4ページをお願いします。

次に農地林務課関係の「農業用施設災害の査定状況」についてではありますが、9月1日から3日に発生した豪雨災害により被災を受けた3件については、農林水産省の災害復旧事業いわゆる復旧工事に係る国庫補助事業に申請しており、その採択に係る国の査定が去る11月17日から18日に渡って行われましたので、その結果についてご報告いたします。

被害を受けた地区名と工種ですが、八幡平字岩渕が揚水機の修繕1件、八幡平字永田根瀬は、水路及び頭首工の復旧工事2件となっており、査定額につきましては、計5,839万4,000円で、査定率は100パーセントとなっております。

今後におきまして、復旧に係る手続きを順次進めてまいります。

以上で産業部の報告を終わります。

○栗山委員長 農業委員会事務局長。

○相馬農業委員会事務局長 引き続き、農業委員会から報告申し上げます。

5ページをお願いいたします。

農業委員と農地利用最適化推進委員の改選に係るスケジュール等についてであります。現在、委員28名の任期が令和8年7月末までとなっていることから、今後、改選に向けた事務手続きを進めてまいります。

公募期間につきましては、年明けの令和8年1月13日から2月12日までの30日間とし、自薦他薦で両委員の応募を受け付けます。

その後、選考委員会を経まして、農業委員13名につきましては6月議会へ議案を上程する予定としております。

農地利用最適化推進委員15名につきましては、農業委員会からの委嘱となりますので、7月の臨時総会と合わせて行う選考委員会を経たのち、8月10日予定の通常総会時に委嘱することとしております。

新たな委員の任期は3年で、期間は記載のとおりでございます。

なお、農業委員の選任につきましては、農業者のほかに農業関係以外の中立者や男女共同参画計画により一定の女性委員の登用が求められております。

今後、来年1月の広報かづのや市ホームページ等を通じて周知を行っていくとともに、取扱の事務については農業振興課と連携して進めてまいります。

所管事項の報告は以上です。

○栗山委員長 所管事項の報告が終わりましたので、これより質疑を受けます。

初めに、農業振興課関係について質疑・ご意見等がございましたら発言願います。綱木副委員長。

○綱木副委員長 実は私、農業をスタートするきっかけとなったのがこの「新・農業人フェア」というものでして、そこから全てが始まったので懐かしいなあと思っておりました。

今回この2つのイベントをやられたということで、率直に言って来場者数が非常に少ないなあと思いました。たくさん来るようなイベントではないかも知れませんが、この来られた方々がどういった目的で来て、どういった形で今後につながったのかをお聞きいたします。

○栗山委員長 農業振興課主幹。

○丸岡農業振興課主幹 兼 構造改革推進班長 来場者の主催者側からのアンケートを見ますと、ライトな就農に関する情報収集という形の方が多く、踏み込んで農業を進めたいというよりも、まず

どういものなのかを見たいということで来ていただいている方が多かったと思います。また、こちらのブースの訪問状況を見ますと、関東が半数以上を占めていたということで、やはり首都圏から近場で、年齢構成も 50 代 60 代の方が多いように見受けられましたので、定年後の移住先の際に就農ということで訪問されている方が多いのかなということで、本市を含めた東北のブース等については寂しい状況だなと感じておりました。

○栗山委員長 綱木副委員長。

○綱木副委員長 鹿角に所縁のある方だったのでしょうか。

○栗山委員長 農業振興課主幹。

○丸岡農業振興課主幹 兼 構造改革推進班長 今回、2 組 4 名ということで、うち 1 名につきましては葛飾区四つ木の方ということで、たまたま訪問された際に鹿角の名前をみてお話を聞きたいということで情報収集といいますか、懐かしくて来ていただいた方でした。もう 1 名の方については、いろいろなブースを訪問しているということで、その中の 1 つということで鹿角市のブースに立ち寄られております。

○栗山委員長 綱木副委員長。

○綱木副委員長 こういった草の根活動は非常に大切なものだと思いますので、引き続きよろしくお願いたします。

○栗山委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○栗山委員長 ないようですので、次に農地林務課関係について質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

(「なし」の声あり)

○栗山委員長 ないようですので、次に農業委員会事務局関係について質疑・ご意見等がございましたら発言願います。佐藤委員。

○佐藤委員 農業委員の公募が 1 月 13 日から始まるということですが、農業委員や最適化推進委員が定員に満たないという状況はあるのですか。

○栗山委員長 農業委員会事務局主幹。

○齊藤農業委員会主幹 定員に満たないということはなかなかないと思いますので、自薦もごさいますし、地域からの推薦もごさいますし、その後は選考委員会を経まして決めさせていただきますので、今の時点ではこれから募集ということですので、それぞれやりたい方はそれぞれ準備されているんじゃないかなと思っております。

○栗山委員長 農業委員会事務局長。

○相馬農業委員会事務局長 補足させていただきます。

先ほども申しましたが、男女共同参画計画の関係で女性委員の登用が求められていることで、なかなか女性の方を見つけるのが難しい部分がございますけれども、是非、皆さんのほうからご推薦いただけるような方がいらっしゃったらご紹介いただければと思います。

○栗山委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○栗山委員長 ないようですので、所管事項の報告はこれで終わります。

#### 【案 件】 (1)付託事件の審査について

○栗山委員長 次に案件に入り、付託事件の審査を行います。

初めに、議案第 61 号「指定管理者の指定について（鹿角市中滝ふるさと学舎）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。産業部次長。

○金澤産業部次長 兼 産業活力課長 議案書の 24 ページをお願いいたします。

議案第 61 号「指定管理者の指定について」。

提案理由であります、中滝ふるさと学舎の効率的管理・運営を図るため、指定管理者を指定するものです。

指定管理の対象施設の名称は鹿角市中滝ふるさと学舎。

指定管理者となる団体の名称は特定非営利活動法人かづのふるさと学舎。

指定の期間は、法人が定める運営計画の期間が 3 年間となっていることを踏まえ、令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 3 年間であります。

指定管理者の概要と指定管理施設の概要、指定管理者が行う業務につきましては、次の 25 ページに記載しております。

この特定非営利活動法人かづのふるさと学舎は、農業、観光、商業等に携わる地域住民と行政が共働の理念のもとに立ち上げた「かづの d e “ふるさとライフ” ビジネス研究会」を母体として、平成 21 年 11 月に設立された法人で、学舎のオープン以来、指定管理者としての運営実績を有する団体であります。

中滝ふるさと学舎の地域の交流拠点施設としての施設の設置目的や、法人の設立経緯及びこれまでの管理運営実績などを勘案いたしまして、地域等の活力を積極的に活用した管理により事業効果が期待できるものと判断し、公募によらない指定管理候補者として選定し、ご提案するもので

あります。

説明は以上です。

○栗山委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございましたら発言願います。綱木副委員長。

○綱木副委員長 年間の利用者数を教えてください。

○栗山委員長 産業活力課政策監。

○館花産業活力課政策監 兼 観光交流班長 年間の利用者数ですけれども、昨年度は約 5,600 人の利用者がありました。コロナ以前は 6,000 人から 7,000 人位で推移しておりましたが、コロナ以降は回復傾向にありまして、令和 7 年度は 6,000 人台までには回復できるのかなという実績で推移しております。

○栗山委員長 綱木副委員長。

○綱木副委員長 例えばレストランとかイベントとか利用者の内訳は分かりますか。

○栗山委員長 産業活力課政策監。

○館花産業活力課政策監 兼 観光交流班長 定休日もございますがレストランの利用が最も多い状況です。毎月 1 回イベントを行いまして 10 人から 20 人の参加者を募っているのですが、こちらの参加者も定員が満員になる状況で、定期的なイベントの参加者も多い状況です。キャンプができるようにキャンプ場とケビン棟も設けているんですけども、こちらのほうは 8 月の利用は 30 件と多くなるんですけども、その他のシーズンの利用が少なくて伸び悩んでいる状況にあります。

○栗山委員長 綱木副委員長。

○綱木副委員長 もう一つお伺いします。

内部のスタッフの方々といろいろお話をする機会があるんですが、上の世代とのコミュニケーションが取れていないのかなと見受けられまして、例えば新しい取組をやりたいと言われると門前払いといいますか、そこら辺の内部のコミュニケーションはどうなっているとか、市のほうで把握されていることがありましたら、今後こうしていくとか、方向性がもしあれば教えていただきたいです。

○栗山委員長 産業活力課政策監。

○館花産業活力課政策監 兼 観光交流班長 内部というのは NPO 法人内ということでよろしいでしょうか。NPO 法人ですと事務局の方が 2 名いらっしゃいまして、あとはパート職員で入られている方がおり、我々としては中滝ステップアップ計画ということで、今の指定管理の更新に合わせて 3 年間この計画を更新しているんですけども、アートですとか地域の自然と連携したイベン

トをこれまでやってきていただいているので、施設の目的にあった活動はされていると思うのですけれども、内部でもっと良いことをやりたいという提案に対して、どの程度NPO内で話し合われているのかまでは把握していないのですが、そのような声があるのであれば、我々としてもどうい話し合いが普段なされているのかということを知って、皆さんが計画に向かっていい施設経営が出来るようにサポートはしてまいりたいと思います。

○栗山委員長 綱木副委員長。

○綱木副委員長 僕は僕の立場で話を伺いますし、職員の皆さんからもサポートをよろしくお願ひします。

○栗山委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 綱木委員の質問にも関連しますが、昨年の実績が 5,600 人ということでした。今年は 6,000 人位かなど。これまでの推移といたしますか、増えてきたのか、それとも頭打ちになっているのかを教えてください。

○栗山委員長 産業活力課政策監。

○館花産業活力課政策監 兼 観光交流班長 これまでの推移ですけれども、中滝ふるさと学舎を開設した平成 22 年には 9,000 人ほどの利用者がおりました。その後は徐々に利用者が減ってきておりまして、令和 2 年のコロナ時には 5,500 人くらい、その後少し回復基調になっていて、令和 6 年度は 5,600 人、今年度はこれまでの実績でいくと 6,000 人には届くのかなと思っております。

○栗山委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 コロナの期間も 5,500 人いらしたのは少し驚きでした。私、あの施設の雰囲気が良くて度々行っていたのですが、ここ数年足が遠のいていました。

1 点質問ですが、指定管理料はいくらか支払っていらっしゃいますでしょうか。

○栗山委員長 産業活力課政策監。

○館花産業活力課政策監 兼 観光交流班長 指定管理料につきましては、昨年度の実績で 1,350 万円程度支払っております。

○栗山委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 結構な額が出ているなど感じてしまいました。全体の施設運営にかかる経費に対して 1,350 万円ということかと思いますが、全体の経費はいくらでしょうか。

○栗山委員長 産業活力課政策監。

○館花産業活力課政策監 兼 観光交流班長 全体の経費でいきますと 1,600 万円程度になっておりまして、施設のカフェや様々な体験等の売上がございまして、それらの収入が 420 万円程度。NP

○法人の会費等がありまして、それは10万円弱という微々たるものですが、そういったものを差引しながら当初予算の段階で指定管理料を定めている状況です。

○栗山委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 1,600万円の経費に対して1,350万円の指定管理料ということですから、8割という感じですね。すごく雰囲気良くていい施設だなと思っていますし、頑張ってもらいたいなあと思いますが、理想では売上げで賄えればいいなあと思っていますが、結果的には1,600万円の売上げがないと経費もペイしないわけでしょうから。なかなか難しいところもあるかと思いますが、ぜひ頑張ってくださいなあと思っています。

○栗山委員長 ほかにございませんか。綱木副委員長。

○綱木副委員長 道の駅おおゆの指定管理料と比べて、ちょっと算出方法が分からないのですが、この中滝ふるさと学舎に対しての指定管理料が規模の割に高いなあと思っていたのですが、算定基準について教えて下さい。

○栗山委員長 産業活力課政策監。

○館花産業活力課政策監 兼 観光交流班長 道の駅おおゆや道の駅かづのの指定管理料ですと基本的に相当売上が見込める施設でありまして、市として指定管理料を出しているのは、公共施設として整備した中で公共的な用途に使われる部分を指定管理料として支出しております。あんたらあですとトイレの部分ですとか、売上にあまり関係しない部分の維持管理費を指定管理料として算定して出しているのですけれども、どうしても中滝ふるさと学舎の場合は売上という部分がなかなか見込むのが難しい施設ですので、その施設の運営に係る人件費や施設管理費、事務費に対して収入を見込みまして、差額部分を指定管理料として支出しておりますので、道の駅とは少し算出方法が違ってございまして、その分が高くなっております。

○栗山委員長 綱木副委員長。

○綱木副委員長 どちらかというと言利というよりも、文化の発信とかそういう色が強い施設なのかなと思いました。ありがとうございました。

○栗山委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第 61 号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ご異議ないものと認め、議案第 61 号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第 62 号「指定管理者の指定について（鹿角市八幡平地域連携営農推進団地）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。農業振興課長。

○成田農業振興課長 議案第 62 号「指定管理者の指定について」。

提案理由は、施設の効率的な管理運営を図るため指定管理者を指定するもので、指定管理の対象施設の名称は、鹿角市八幡平地域連携営農推進団地。

指定管理者となる団体の名称は、有限会社八幡平地域経営公社。

指定の期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 3 年間としております。前回までは指定期間を 5 年としておりましたが、公共施設等総合管理計画における個別施設計画において、令和 12 年度までに廃止としていることから、民間譲渡の可能性を含め、今後の施設の方向性を検討するため、3 年間といたしました。

指定管理者となる団体、指定管理施設の概要、指定管理者が行う業務につきましては、次のページをご参照願います。

当該施設は、平成 9 年の開設以来、八幡平地域経営公社により管理が行われております。地域の連携協力による営農環境の維持保全などを目的とする施設の性格、機能等のほか、当該団体による管理が設置目的を効果的かつ効率的に達成できると判断し、これまでの管理実績も踏まえ、公募によらない指定管理候補者として選定したものであります。

説明は以上です。

○栗山委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございましたら発言願います。綱木副委員長。

○綱木副委員長 代表の阿部聖さんとはいろいろとお話をさせていただいて、すごく彼の若手に対するマネージメントとか非常に精力的にやられていて、率直にすごいなあと思っております。その一方で決算書を見ますと典型的な交付金依存型の経営になってしまっているのかなど。それはしょうがないと思う部分もあるのですが、営業外収益での黒字転換というところになっているのかなという現状があると思います。

これからの時代、本当の経営の強さを付けていかないと持続不可能なモデルのひとつになっているのかなという気もしていて、そこはすごく心配で、特に八幡平というのは小さい農地がたくさん

ん点在してしまして、そこら辺を維持管理していただいている大きな一つの経営体でもありますので、何とか本来の健全な意味での経営をしていってもらえると非常にいいなあと思っております。株主である市のほうからもいろいろ話をしていると思いますが、今後そういった高収益作物とか、何か違った手法を試していくとか、今は啓翁桜とかもやっていますけれども、そこら辺の経営改善の話とかもしていたらお聞きしたいです。

○栗山委員長 農業振興課主幹。

○丸岡農業振興課主幹 兼 構造改革推進班長 現在の阿部代表に就任してからは、経営的にも安定しているという認識でございます。また、いま綱木委員がおっしゃったとおり、経営能力については市内の農業者の中でも優れた経営センスをお持ちの方だと思っております。また、地域経営公社は、ソバや啓翁桜などをやっておりますが、いろいろな作物というよりも、まずは米という基幹的な部分を強くしていきたいという強い思いがございます。市としても八幡平地域の中でも基盤となるような法人ですから、引き続き支援してまいりたいと考えております。

○栗山委員長 綱木副委員長。

○綱木副委員長 あえてお聞きしたいのですが、米の販売に際して確か農協には出荷していなかったと記憶していますが、販路として創意工夫している部分がありましたら、教えて下さい。

○栗山委員長 農業振興課主幹。

○丸岡農業振興課主幹 兼 構造改革推進班長 米につきましてはお聞きした範囲ではございますが、一昨年まで淡雪こまちをJAのほうに出荷しておりました。昨年度から米の価格高騰もございまして、淡雪こまちに関しては一旦休んで、あきたこまちを中心としてやっているということで、基本的に商社のほうに販路開拓をしています。商社のほうとは経営の方向をお話ししたうえで進めていると伺っております。

○栗山委員長 綱木副委員長。

○綱木副委員長 阿部聖さんのあの人柄ですので商社や消費者と顔を突き合わせての販売は得意な人なのかなという印象を持っております。引き続き、ソバのほうの問題もあるかも知れませんが、良い経営をしていただけるように頑張っていたきたいなあと思います。

○栗山委員長 ほかにございませんか。佐藤委員。

○佐藤委員 八幡平地域経営公社は平成8年に設立されて、農業振興課長の説明ですと令和12年には譲渡の計画も考えておられるということで、素晴らしい流れだなと思います。指定管理料は払っていますか。

○栗山委員長 農業振興課主幹。

○丸岡農業振興課主幹 兼 構造改革推進班長 基本的には地域経営公社の農作業の受託手数料等で自主運営を行っており、指定管理料としては支払っておりません。

○栗山委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 これまで34年ですか。これからも頑張っていたきたいと思います。

○栗山委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第62号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ご異議ないものと認め、議案第62号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第63号「指定管理者の指定について（鹿角市柴平地域活動センター）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。農地林務課長。

○北方農地林務課長 30ページをお願いいたします。

議案第63号「指定管理者の指定について」。

提案理由は、施設の効率的管理・運営を図るため、指定管理者を指定するもので、指定管理の対象施設の名称は、鹿角市柴平地域活動センター。

指定管理者となる団体の名称は、小平自治会。

指定の期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間であります。

指定管理者となる団体、指定管理施設の概要、指定管理者が行う業務につきましては、次のページをご参照願います。

提案にあたりましては、当該施設は、平成9年の開設以来、小平自治会により管理が行われております。農林業の振興に資する地域づくりを目的とする施設の性格、機能等のほか、公共的団体である自治会による管理が設置目的を効果的かつ効率的に達成できるものと判断し、これまでの管理実績も踏まえ、公募によらない指定管理候補者として選定したものであります。

説明は以上であります。

○栗山委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございましたら

ら発言願います。佐藤委員。

○佐藤委員 施設の設置目的を考えますと農業を通じて地域づくりを推進しようという施設だなど受け取っております。ただちょっと心配なのは、施設の運営に係る経費と指定管理料の関係性がどうなっているか、その点をお聞かせ下さい。

○栗山委員長 農地林務課主幹。

○熊谷農地林務課主幹 兼 農地整備班長 施設全体に係る経費については、およそ 300 万円程度です。指定管理料が年間 270 万円となっております。

○栗山委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 30 万円分は会費か何かの収入で賄っているのですか。

○栗山委員長 農地林務課主幹。

○熊谷農地林務課主幹 兼 農地整備班長 貸館の収入もあるのですが、基本的には自治会としても使用するということもありますので、自治会の持出分もあるのかなと考えております。

○栗山委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第 63 号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ご異議ないものと認め、議案第 63 号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第 64 号「指定管理者の指定について（鹿角市下川原地域活動センター）」を議題いたします。

当局の説明を求めます。農地林務課長。

○北方農地林務課長 議案第 64 号「指定管理者の指定について」。

提案理由は、施設の効率的管理・運営を図るため、指定管理者を指定するもので、指定管理の対象施設の名称は、鹿角市下川原地域活動センター。

指定管理者となる団体の名称は、下川原自治会。

指定の期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間であります。

指定管理者となる団体、指定管理施設の概要、指定管理者が行う業務につきましては、次のペー

ジをご参照願います。

提案にあたりましては、当該施設は継続して下川原自治会により管理が行われております。農林業の振興に資する地域づくりを目的とする施設の性格、機能等のほか、公共的団体である自治会による管理が設置目的を効果的かつ効率的に達成できるものと判断し、これまでの管理実績も踏まえ、公募によらない指定管理候補者として選定したものであります。

説明は以上であります。

○栗山委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございましたら発言願います。佐藤委員。

○佐藤委員 全体経費に対する指定管理料の額を教えてください。

○栗山委員長 農地林務課主幹。

○熊谷農地林務課主幹 兼 農地整備班長 下川原地域活動センターにつきましては、併設している農村公園と市民農園もこのあと出てまいります。そちらも合わせまして管理全体の経費で32万円ほど、活動センターの指定管理料が10万円程度。農村公園が3万円、市民農園が2万円で合計15万円程度の指定管理料をお支払いしております。

○栗山委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第64号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ご異議ないものと認め、議案第64号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第65号「指定管理者の指定について（鹿角市牧野）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。農業振興課長。

○成田農業振興課長 34ページをお願いします。

議案第65号「指定管理者の指定について」。

提案理由は、施設の効率的な管理・運営を図るため、指定管理者を指定するもので、指定管理の対象施設の名称は、鹿角市牧野（曙牧野、熊取平牧野、熊取平基幹牧野）。

指定管理者となる団体の名称は、秋田県畜産農業協同組合。

指定の期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間であります。

指定管理者となる団体、指定管理施設の概要、指定管理者が行う業務につきましては、次のページをご参照願います。

提案にあたりまして、鹿角市牧野は、地域の畜産を支えるために開設した牧野であります。当該団体が肉用牛の生産と育成に係る経験と知見、知識を有しており、放牧地及び採草地の機能等のほか、設置目的を効果的かつ効率的に達成できる公共的団体であると判断し、これまでの管理実績も踏まえ、公募によらない指定管理候補者として選定したものであります。

説明は以上です。

○栗山委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございましたら発言願います。佐藤委員。

○佐藤委員 端的にお伺いします。全体経費と指定管理料の額を教えてください。

○栗山委員長 農業振興課主幹。

○小野寺農業振興課主幹 兼 ブランド作物推進班長 公共牧野の指定管理に係る経費ですけれども、この次の議案の川島牧野と一体的に経費算定しておりますけれども、合計で令和6年度では全体の支出が1,700万円弱となっております、その中で放牧料を徴取したうえでの指定管理料では500万円ちょうどとなっております。

○栗山委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 もう1点お聞きします。利用実績はいまどうなっていますか。

○栗山委員長 農業振興課主幹。

○小野寺農業振興課主幹 兼 ブランド作物推進班長 利用実績も川島牧野と一体的に行っておりますけれども、年間300頭前後。令和6年度は270頭ほどと少なかったのですが、令和7年度は350頭を超えておりますので、大体300頭前後で推移しております。

○栗山委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 参考までお聞きします。300頭のうちかづの牛は何頭いますか。

○栗山委員長 農業振興課主幹。

○小野寺農業振興課主幹 兼 ブランド作物推進班長 放牧牛のうち黒毛和種が200頭ですので、かづの牛である日本短角種は100頭ということになります。

○栗山委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第 65 号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ご異議ないものと認め、議案第 65 号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第 66 号「指定管理者の指定について（鹿角市川島牧野）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。農業振興課長。

○成田農業振興課長 37 ページをお願いします。

議案第 66 号「指定管理者の指定について」。

提案理由は、施設の効率的管理・運営を図るため、指定管理者を指定するもので、指定管理の対象施設の名称は、鹿角市川島牧野。

指定管理者となる団体の名称は、秋田県畜産農業協同組合。

指定の期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間であります。

指定管理者となる団体、指定管理施設の概要、指定管理者が行う業務につきましては、次のページをご参照願います。

提案にあたりましては、引き続き、秋田県畜産農業協同組合を公募によらない指定管理者として指定するもので、理由につきましては議案第 65 号と同様であります。

説明は以上です。

○栗山委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第 66 号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ご異議ないものと認め、議案第 66 号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第 67 号「指定管理者の指定について（鹿角市畜産総合振興団地）」を議題といたしま

す。

当局の説明を求めます。農業振興課長。

○成田農業振興課長 40 ページをお願いいたします。

議案第 67 号「指定管理者の指定について」。

提案理由は、施設の効率的な管理・運営を図るため、指定管理者を指定するもので、指定管理の対象施設の名称は、鹿角市畜産総合振興団地。

指定管理者となる団体の名称は、秋田県畜産農業協同組合。

指定の期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間であります。

指定管理者となる団体、指定管理施設の概要、指定管理者が行う業務につきましては、次のページをご参照願います。

提案にあたりましては、畜産総合振興団地は、地域の畜産を支えるために設置した施設であります。当該団体は、地域の畜産振興に貢献し、畜産の生産性の向上、経営体質の強化等、設置目的を効果的かつ効率的に達成できる公共的団体であると判断し、これまでの管理実績も踏まえ、公募によらない指定管理候補者として選定したものであります。

説明は以上です。

○栗山委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございましたら発言願います。佐藤委員。

○佐藤委員 こちらも同じ質問でございます。経費がいくらかかかっていて、指定管理料でいくら支出されていますでしょうか。

○栗山委員長 農業振興課主幹。

○小野寺農業振興課主幹 兼 ブランド作物推進班長 畜産総合振興団地の指定管理料につきましては業務の内容で経費算定しているところで、全体経費が出ていない状況でございます。あのエリアの中に畜産総合振興団地とべこセンターといわれている肉用牛担い手育成施設、かづの牛生産育成施設等がありますが、全体で管理している関係上そこだけという形では出てはおりません。ただこの業務の中に繁殖肥育一貫経営の実証ということで農家のほうに還元する業務がございますので、そういった業務に対しての委託料という形で経費の算定を行っているところです。その指定管理料が 69 万円になります。

○栗山委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第 67 号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ご異議ないものと認め、議案第 67 号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第 68 号「指定管理者の指定について（鹿角市下川原市民農園）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。農地林務課長。

○北方農地林務課長 43 ページをお願いいたします。

議案第 68 号「指定管理者の指定について」。

提案理由は、施設の効率的管理・運営を図るため、指定管理者を指定するもので、指定管理の対象施設の名称は、鹿角市下川原市民農園。

指定管理者となる団体の名称は、下川原自治会。

指定の期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間であります。

指定管理者となる団体、指定管理施設の概要、指定管理者が行う業務につきましては、次のページをご参照願います。

提案にあたりましては、当該施設は、平成 12 年の開設以来、下川原自治会により管理が行われております。農業理解を深め、家族とのふれあいや憩いの場とすることを目的とする施設の性格、機能等のほか、公共的団体である自治会による管理が設置目的を効果的かつ効率的に達成できるものと判断し、これまでの管理実績も踏まえ、公募によらない指定管理候補者として選定するものであります。

説明は以上であります。

○栗山委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございましたら発言願います。綱木副委員長。

○綱木副委員長 この市民農園というのは、市民が誰でも何か作れる農園ということでよかったですか。

○栗山委員長 農地林務課主幹。

○熊谷農地林務課主幹 兼 農地整備班長 下川原市民農園については、一般の方がいわゆる商売に使うのではなく、あくまでも家庭菜園と言えども語弊がありますが、そういう延長としてどなたでも申し込んでいただければ好きな作物を植えていただいで大丈夫というものになります。

○栗山委員長 綱木副委員長。

○綱木副委員長 現在の利用状況を教えて下さい。

○栗山委員長 農地林務課主幹。

○熊谷農地林務課主幹 兼 農地整備班長 年によって多かったり少なかったりする場合がございますが、11区画ありまして、そのうちのだいたい7~8区画が埋まっている状況で、例年推移しております。

○栗山委員長 綱木副委員長。

○綱木副委員長 僕は兼業農家がどんどん増えればいいなと思っているので、こうした農園がどんどん活用されて農業に触れる人たちが、特に子供たちが増えていただければいいなと思います。引き続きお願いします。

○栗山委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 7~8区画が使われているとのことでしたが、利用者の属性で何か特徴的なものはありますか。例えば地元の人だとか。

○栗山委員長 農地林務課主幹。

○熊谷農地林務課主幹 兼 農地整備班長 固定して利用されている方が多い状況にあります。入れ替わりが激しいというよりは長く使われている方が多いという印象です。昨年に引き続き使いたいという方が結構いらっしゃるというのと、一部入れ替わりはありますが、固定化しつつあるのかなという印象は受けます。

○栗山委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 その固定化しつつある人たちの属性は下川原の人とかになるのですか。

○栗山委員長 農地林務課主幹。

○熊谷農地林務課主幹 兼 農地整備班長 市内全域ではあります。下川原の方限定ではないです。

○栗山委員長 農地林務課長。

○北方農地林務課長 下川原の方が使っていることではなくて、例えば毛馬内の方だったり、他の地域の方が利用されております。例えば県職員とか異動してくる方も中には利用されている方もおられます。

○栗山委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第 68 号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ご異議ないものと認め、議案第 68 号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第 69 号「指定管理者の指定について（鹿角市山根農村公園）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。農地林務課長。

○北方農地林務課長 45 ページをお願いいたします。

議案第 69 号「指定管理者の指定について」。

提案理由は、施設の効率的管理・運営を図るため、指定管理者を指定するもので、指定管理の対象施設の名称は、鹿角市山根農村公園。

指定管理者となる団体の名称は、山根農村公園管理組合。

指定の期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間であります。

指定管理者となる団体、指定管理施設の概要、指定管理者が行う業務につきましては、次のページをご参照願います。

提案にあたりましては、当該施設は、平成 9 年の開設以来、地域の集落で構成される山根農村公園管理組合により管理が行われております。農業者及び地域住民の福祉の向上などを目的とする施設の性格、機能等のほか、公共的団体である同組合による管理が設置目的を効果的かつ効率的に達成できるものと判断し、これまでの管理実績も踏まえ、公募によらない指定管理候補者として選定したものであります。

説明は以上であります。

○栗山委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございましたら発言願います。佐藤委員。

○佐藤委員 利用実績といたしますか、どういう形で利用されているか教えて下さい。また、全体の経費と指定管理料を教えて下さい。

○栗山委員長 農地林務課主幹。

○熊谷農地林務課主幹 兼 農地整備班長 指定管理料につきましては市が直営でやった場合に 15 万円程度かかりますが、指定管理料としては 5 万円程度となります。固定費が電気代や水道代その他で 5 万円程度かかっているものを補填している形になります。利用状況については特に把握しておりませんが、地域の行事等で使われていることがあるのかなと捉えております。管理人等を置い

ている形になっておりませんので、利用人数までは把握出来ていない状況です。

○栗山委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 地域の行事とはどういうものになりますか。

○栗山委員長 農地林務課長。

○北方農地林務課長 以前であれば、地域の運動会だったり、太鼓の練習をされていたと伺っておりますが、最近では若い方といいますか子供もいなくなっている中で、そういった行事は大規模には行われていないと捉えております。

○栗山委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 利用率を把握しにくい部分は確かにあるなと思いましたが。ただやはり農地林務課としては行政目的がまだあるんだという認識でやっておられるということでしょうかから、いろいろと検討しながら、上手く進めていただければと思います。

○栗山委員長 農地林務課長。

○北方農地林務課長 なかなか長い期間、こういった農村公園等がある中でその利用率も低くなっている状況もありますので、いま現在は、行政経営推進室と各課において全庁的に各課所管の施設の継続、地元への譲渡、廃止も含めまして全庁的に協議中であります。ただ今のところ、まだそういった方向性というのがお示しできる段階ではございませんが、いずれそういった施設のあり方については協議が整っていくものと考えております。

○栗山委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第 69 号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ご異議ないものと認め、議案第 69 号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第 70 号「指定管理者の指定について（鹿角市大地平農村公園）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。農地林務課長。

○北方農地林務課長 47 ページをお願いいたします。

議案第 70 号「指定管理者の指定について」。

提案理由は、施設の効率的管理・運営を図るため、指定管理者を指定するもので、指定管理の対象施設の名称は、鹿角市大地平農村公園。

指定管理者となる団体の名称は、小豆沢自治会。

指定の期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間であります。

指定管理者となる団体、指定管理施設の概要、指定管理者が行う業務につきましては、次のページをご参照願います。

提案にあたりましては、当該施設は、平成 10 年の開設以来、小豆沢自治会により管理が行われております。その他の提案理由は議案第 69 号と同様です。

説明は以上であります。

○栗山委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございましたら発言願います。佐藤委員。

○佐藤委員 農村公園に関しては、さきほど全体的に公共施設等総合管理計画で見直しがかかっていることを確認しましたので、指定管理料と全体経費について教えて下さい。

○栗山委員長 農地林務課主幹。

○熊谷農地林務課主幹 兼 農地整備班長 指定管理料については 3 万円の支払となっておりますが、この施設は電気代とかかかる施設ではないこともあって、草刈りの経費ということで、令和 6 年度の実績としては 6 万円であったのですが、今年度は途中の道が塞がったこともあって、草刈りがうまくできていなかったと聞いております。

○栗山委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 施設の利用が地元でどのようになされているか教えて下さい。

○栗山委員長 農地林務課主幹。

○熊谷農地林務課主幹 兼 農地整備班長 近年特にすごく使われている話は伺っておりませんが、以前は運動会を開催したという話は聞いております。

○栗山委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 施設の中にトイレはありますか。

○栗山委員長 農地林務課長。

○北方農地林務課長 トイレは産業活力課で管理しております。農地林務課所管では手洗い場を管理しております。

○栗山委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 ちょっと利用率が下がってしまうのかもしれませんが、公共施設等総合管理計画の中

で検討していただければいいなあと思いました。

○栗山委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第 70 号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ご異議ないものと認め、議案第 70 号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第 71 号「指定管理者の指定について（鹿角市下川原農村公園）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。農地林務課長。

○北方農地林務課長 49 ページをお願いいたします。

議案第 71 号「指定管理者の指定について」。

提案理由は、施設の効率的管理・運営を図るため、指定管理者を指定するもので、指定管理の対象施設の名称は、鹿角市下川原農村公園。

指定管理者となる団体の名称は、下川原自治会。

指定の期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間であります。

指定管理者となる団体、指定管理施設の概要、指定管理者が行う業務につきましては、次のページをご参照願います。

提案にあたりましては、当該施設は、平成 12 年の開設以来、下川原自治会により管理が行われております。その他の提案理由は議案第 70 号と同様であります。

説明は以上であります。

○栗山委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第 71 号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ご異議ないものと認め、議案第 71 号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第 72 号「市道路線の認定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。都市整備課長。

○山崎都市整備課長 議案書の 51 ページをお願いいたします。

議案第 72 号「市道路線の認定について」であります。

提案理由は、道路の新設に伴い、市道路線に認定しようとするものでございます。

次のページをお願いいたします。

また、あわせて 53 ページの位置図も参照願います。

新規に認定する路線は、整理番号 2907。路線名は合ノ野 12 号線。起点、終点ともに花輪字合ノ野 51 番地 4 で、既存の市道に接続する延長 32.56 メートル、幅員 6.0 メートルの道路でございます。

本路線は、小規模開発による分譲地内を通る路線で、寄付採納を前提とした市道認定申請が提出され、認定要件を満たしていることから市道認定するものであります。

説明につきましては以上でございます。

○栗山委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございましたら発言願います。佐藤委員。

○佐藤委員 袋小路のように見えますが、そうなんですかね。1 か所しか入口がなくて出口がない感じなのでしょうか。

○栗山委員長 都市整備課長。

○山崎都市整備課長 おっしゃるとおり、袋小路でして、行ったきりの道路でございます。ただ行った先には例えば除雪車が回転する部分もございますので、あとは幅員も 6m ですので、突っ込みではありますがそのような状況でございます。

○栗山委員長 そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第 72 号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ご異議ないものと認め、議案第 72 号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第 80 号「令和 7 年度鹿角市一般会計補正予算（第 6 号）中、歳出 5 款労働費、6 款農林水産業費、7 款 1 項 1 目商工総務費、2 目商工振興費、2 項観光費、8 款土木費」を議題といたします。

これより、当局の説明を求めますが、説明は一括して受け、その後、款ごとに順次質疑を受けてまいりたいと思います。

それでは、説明をお願いします。産業部次長。

○金澤産業部次長 兼 産業活力課長 補正予算書の 31 ページをお願いいたします。

5 款について説明いたします。1 項 1 目労働総務費のコード 0005 人件費の補正ですが、給料月額及び期末手当、勤勉手当の支給月数の改定などに伴う調整であります。

以下 6 款から 8 款までの人件費の補正につきましては同様でありますので、説明を省略いたします。

5 款は以上です。

○栗山委員長 農業振興課長。

○成田農業振興課長 32 ページをお願いします。

6 款農林水産業費であります。6 款 1 項 1 目農業委員会費のコード 0105 農業者年金業務委託費及びコード 0110 機構集積支援事業の補正は、秋田県人事委員会勧告に伴う会計年度任用職員の報酬等の改定に伴う調整です。2 目農業振興費及び 7 款商工費、8 款土木費についても同様の理由の補正がございますが、説明は省略いたします。

2 目農業総務費のコード 0301 山村開発センター管理費の修繕料 10 万 5,000 円は、センターの冬囲い用の窓枠が破損したため、修繕を行うものです。

33 ページをお願いします。

3 目農業振興費のコード 0241 農業支援サービス育成対策事業の農業支援サービス育成対策事業費補助金 222 万 4,000 円は、受委託契約に基づく農作業代行等を行う事業者に対し、必要な機器の導入費用を助成するものです。財源は全額国費で、10 月に国庫補助の採択通知を受けております。

○栗山委員長 農地林務課長。

○北方農地林務課長 続きまして、同じページの 10 目農地費のコード 0305 農業用施設管理費の工事費 501 万 6,000 円は、9 月 2 日の大雨により、十和田山根地区の水路の崩落が確認されたため、

復旧に必要な工事費を計上しております。

34 ページをお願いいたします。

6 款 2 項 2 目 林業振興費のコード 0522 森林環境整備保全直接支援事業補助金 358 万 7,000 円は、株式会社石川組において新たに新植 9.31 ヘクタールを実施することに伴い、市のかさ上げ補助分を支援するものであります。

6 款につきましては以上であります。

○栗山委員長 産業部次長。

○金澤産業部次長 兼 産業活力課長 続きまして 7 款についてご説明いたします。

35 ページをお願いします。

7 款 1 項 2 目 商工振興費のコード 0201 中小企業振興対策事業の中小企業振興資金融資保証料補給金 50 万 3,000 円は、市の制度資金利用に係る保証料補給を行うものですが、今年度の実績見込みに伴い増額するものです。

7 款は以上です。

○栗山委員長 都市整備課長。

○山崎都市整備課長 続きまして、8 款土木費についてご説明いたします。

37 ページをお願いします。

8 款 2 項 3 目 除雪対策費のうちコード 0205 除雪対策事業であります。今年度の除雪計画に基づき、除雪路線に係る作業時間や単価の改正、排雪業務の追加などにより、委託料 3 億円を追加するものです。

次のコード 0210 融雪施設整備事業であります。工事請負費 1,804 万円を追加するものです。工事内容といたしましては、市道玉内小豆沢線融雪施設改修工事に係る高圧受電盤の更新工事ですが、高圧受電盤の製造基準が令和 8 年 4 月から新基準となることにより、現在、製造メーカーにおいて従来品の製造停止と在庫もなく入札不落となったことから、新基準に適合した高圧受電盤の購入などに係る工事費を追加させていただくものです。

次のページをお願いいたします。

8 款 3 項 2 目 砂防費のうち、コード 0501 急傾斜地崩壊対策事業は、県が実施する対策事業に伴い、事業費負担金 80 万円を追加するものです。

以上で説明を終わります。

○栗山委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

初めに、歳出 5 款労働費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ないようですので、次に、6款農林水産業費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。佐藤委員。

○佐藤委員 6款1項3目の農業支援サービス育成対策事業費補助金ですが、どういう事業かもう一度教えていただければありがたいです。また支援先はもう決まっているのかも教えて下さい。

○栗山委員長 農業振興課主幹。

○丸岡農業振興課主幹 兼 構造改革推進班長 農業支援サービス育成対策事業ですが、令和6年度の国補正予算対応ということで、7年1月から事業自体はスタートしております。当初、国が直接行っておりましたが、4月以降につきまして県を通した補助ということになります。事業者が農業支援サービス、受委託の契約に基づく農作業の代行、人材派遣、農業機械のレンタルの事業等を立ち上げ、もしくは事業を拡大する際に必要な経費を支援するというものとなります。今回、農事組合法人北栄ファームさんが国の採択内諾をいただいたことから、本事業の予算要求をさせていただいております。

○栗山委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ないようですので、次に、7款1項商工総務費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ないようですので、次に、2目商工振興費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ないようですので、次に、2項観光費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ないようですので、次に、8款土木費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。田村委員。

○田村委員 除雪対策費の0210融雪設備施設改修がありますが、これはどちらの坂ですか。

○栗山委員長 都市整備課技術監。

○金澤都市整備課技術監 兼 道路河川班長 小豆沢の坂になります。

○栗山委員長 ほかにございませんか。綱木副委員長。

- 綱木副委員長** コード 0205 の除雪対策事業ですが、単価の改定を行ったとのことでしたが、どのくらい上がったのでしょうか。
- 栗山委員長** 都市整備課技術監。
- 金澤都市整備課技術監 兼 道路河川班長** 毎年 11 月に出る単価を採用して単価改定しておりますけれども、ドーザーでだいたい 1 時間につき 300 円くらいです。
- 栗山委員長** 綱木副委員長。
- 綱木副委員長** 今年から地区に除雪を任せたとこはありますか。
- 栗山委員長** 都市整備課技術監。
- 金澤都市整備課技術監 兼 道路河川班長** 2 件あります。
- 栗山委員長** 綱木副委員長。
- 綱木副委員長** それについて教えて下さい。例えばその地区の方がオペレーターとしてやっているということで、どういう報酬というか燃料とかいろいろとかかると思うのですが、こういった条件でやっているのですか。
- 栗山委員長** 都市整備課技術監。
- 金澤都市整備課技術監 兼 道路河川班長** 単価に関しては市の除雪単価、ドーザーになりますけれども、それと同じ算定方式を使っております。
- 栗山委員長** 綱木副委員長。
- 綱木副委員長** 分かりました。基本的にこれからも同じような条件で地区に依頼をかけていくような方向になっているのでしょうか。
- 栗山委員長** 都市整備課技術監。
- 金澤都市整備課技術監 兼 道路河川班長** 今後につきましては、また、いま現在もそうですけれども、継続して募集はかけておりますので、業者のほうで増車してやるとか、新規参入等があればそちらのほうにお願いする形にはなるとは思います。ただ今回のような路線に関しては本当に残った枝線、わざわざそこに行くために時速 15 km しか出ない車両が 1 時間もかけて行って作業するというようなのはちょっと効率を考えると良くないと思いますので、その部分に関してお願いしたいという形です。
- 栗山委員長** ほかにございませんか。佐藤委員。
- 佐藤委員** 除雪に関して 11 月の閉会中常任委員会で 2 路線がまだ決まっていないと聞きましたが、昨日の新聞では 2 路線が決まりましたと出ておりましたが、その内容で良いですね。
- 栗山委員長** 都市整備課技術監。

○金澤都市整備課技術監 兼 道路河川班長 2台分だったのですけれども、1つに関しては業者のほうで増車ということで応募がありました。それで決定させてもらって、あと残り1台分の路線に関しては昨年度まで契約させてもらった業者の車両に振り分け、それから車両の配置換えをやって残った部分が先ほど言った上台のほう4路線と中草木1路線の路線になりますので、個人契約に関しては本当に短い延長という形になります。

○栗山委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 早め早めに対応していただければと思います。

○栗山委員長 都市整備課技術監。

○金澤都市整備課技術監 兼 道路河川班長 毎年、早い時期には始めているのですけれども、今回のように一気に9台も辞めるということ自体が想定外でして、3月にもヒアリングをやりました。その時点では2台、3台の話だったので、そんなに焦るといふところまでは行かなかったんですが、5月のヒアリングが終わったら一気に9台となりましたので、私の頭の中では2、3年先を想定した配置、それからもう辞めると来ているところもありますので、そこら辺を考慮してさきさきと動いている状態です。

○栗山委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ないようですので、以上をもちまして、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第80号中、当常任委員会所管の補正予算について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ご異議ないものと認め、議案第80号中、当常任委員会所管の補正予算については、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第84号「令和7年度鹿角市上水道事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

当局の説明を求めます。上下水道課長。

○阿部上下水道課長 補正予算書の92ページをお願いします。

議案第84号令和7年度鹿角市上水道事業会計補正予算(第1号)です。

第1条、令和7年度鹿角市上水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条は収益的支出の補正で、第1款水道事業費用を290万3,000円減額し、6億9,557万3,000円とするものです。

93ページも合わせてご覧ください。

第3条は、資本的支出の補正で、第1款資本的支出を123万7,000円減額し、4億59万2,000円とするものです。また、条文にありますとおり、予算第4条に定めた括弧書きを条文のとおり改めます。

第4条は、議決を経なければ流用することのできない経費の補正で、人件費において414万円の減額が生じたことから、4,727万7,000円に改めるものです。

令和7年11月28日提出。鹿角市長。

今回の補正予算の内容であります。県人事委員会の勧告及び配置換えに伴う人件費の調整で減額するものです。

103ページをお願いします。

収益的支出です。

1款1項2目配水及び給水費、同じく4目総係費は、県人事委員会の勧告及び配置換えによる人件費の調整です。

次のページをお願いします。

資本的支出です。

1款1項3目配水施設整備費も、県人事委員会の勧告及び配置換えによる人件費の調整です。

以上で議案第84号の説明を終わります。

○栗山委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第84号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ご異議ないものと認め、議案第84号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第85号「令和7年度鹿角市下水道事業会計補正予算（第3号）」を議題といたしま

す。

当局の説明を求めます。上下水道課長。

○阿部上下水道課長 続いて106ページをお願いします。

議案第85号令和7年度鹿角市下水道事業会計補正予算（第3号）です。

第1条、令和7年度鹿角市下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条は、収益的収入及び支出の補正で、収入は第1款下水道事業収益を、支出は第1款下水道事業費用をそれぞれ227万8,000円減額し、8億7,742万3,000円とするものです。

第3条は、資本的収入及び支出の補正で、収入は、1款資本的収入に19万8,000円追加し、5億944万8,000円とするものです。

支出は、1款資本的支出に19万8,000円追加し、7億4,511万4,000円とするものです。また、条文にありますとおり、予算第4条に定めた括弧書きを条文のとおり改めます。

第4条は、議決を経なければ流用することのできない経費の補正で、人件費において208万円の減額が生じたことから、3,173万7,000円に改めるものです。

第5条は、他会計からの補助金の補正で、一般会計からの補助金を5億3,495万9,000円に改めるものです。

令和7年11月28日提出。鹿角市長。

今回の補正予算の内容であります。県人事委員会の勧告に伴い人件費の調整を行うものであります。

120ページをお願いします。

収益的収入及び支出です。

収入の1款2項2目他会計補助金227万8,000円の減額は、収益的支出の総額に合わせて一般会計からの補助金を調整するものです。

次のページをお願いします。

支出の1款1項6目総係費は、県人事委員会の勧告や人事異動を伴う職員の人件費の調整を行ったことにより、227万8,000円の減額とするものです。

次のページをお願いします。

資本的収入及び支出です。

収入の1款1項2目他会計補助金19万8,000円の増額は、資本的支出の総額に合わせて一般会計からの補助金を調整するものです。

次のページをお願いします。

支出の1款1項4目建設総係費は、県人事委員会の勧告に基づく人件費の調整です。

以上で議案第85号の説明を終わります。

○栗山委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第85号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ご異議ないものと認め、議案第85号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、7陳情第15号「国民の主食である米の価格を統制することを求める意見書提出の陳情」について審査いたします。

一人ずつお伺いしていきますので、委員の皆さんよりご意見を述べていただきます。田村委員。

○田村委員 不採択でいいと思います。国に価格統制を求める意味が理解できませんので。

○栗山委員長 綱木副委員長。

○綱木副委員長 結論から言うと反対の立場です。WTOと呼ばれる国際貿易機関の協定で市場を歪める国内支持策の補助金、通称「黄色の政策(Amber Box)」と呼ばれるものなのですが、その補助金も上限が定められており、日本だと3,800億円位が上限で、既存の政策で既にそこも使い切っている状況で、小麦や砂糖では価格での統制は輸入を抑制させることになるので、国際ルールでそれは禁じられています。ですからこれをやると国際紛争になります。あとは防衛費ということですが、制度上、軍事目的で使うものとなるので、それはちょっと不可能なのかなと。米を統制するために防衛費でというのは。今後、政府がお米券という形でサポートすることになりましたし、それによって副次的な効果として米の需要ですとか、健全な米価の安定につながるんだと思います。農業従事者減少とありましたが、人口の減少ですとか高齢化による消費の落ち込みとか、担い手不足からというのが要因になっておりますので、根本の原因の改善にはならないと思いますし、直近の農業センサスを見ると農業者全体の2割の事業者が販売額の8割を占めているところが現状になっていまして、農家の件数に単純に生産量が比例しているという訳ではないです。ただ、おっしゃる意味は理解できますし、鹿角におかれたそういった危機的な状況というのにもつながる

部分もなきにしもあらずというところなので、そういう気持ちは共有したいと思っています。

○栗山委員長 成田委員。

○成田委員 不採択です。食管法の時代からの流れもあり、弊害が多かったということと、やはり市場の原理に任せることが一番良いと思っていますので、価格の統制に関して不採択です。

○栗山委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 結論から言うと不採択です。価格の統制をすると簡単に言いますが、これは国が当然権利を持って義務を果たすことが生じる話であって、食管法時代の話思い出します。国民を飢えさせないために食管法が始まった訳ですが、結果的に国が米を買い上げて売るということで多額の赤字を生んだことがあり、食管法は廃止しました。現在は自由な市場流通の中で米の価格を決定するというので今はやっている訳ですけども、陳情の趣旨は政府が米の価格に介入して高値を維持することで農業の持続性を確保すると目論んではいらぬものの、この効果が得られる見込みは薄いもしくはないなと思っています。なぜならば消費サイドが必ず安価なものを求めるからです。結果、食管法同様に国の制度は維持できなくなるとすぐに見えてきます。我が国は市場で取引されることを前提に政策が積上げられていますので、これを覆すというのはむしろ社会の不安を助長すると私は思いました。ただこの陳情で私が唯一評価しているのは、防衛費の増大よりも国内の食糧事情に目を向けろと言っている点は評価できます。けれどもこの話は根拠が変だなと思っています。不採択をお願いします。

○栗山委員長 安保委員。

○安保委員 私も不採択です。理由としては、米価の価格統制は市場原理を歪める可能性があるということと、地方議会の権限として適切かという内容になります。あと、こちらの陳情の方の米農家の方々の安定は評価するんですけども、防衛費と米価格との関連性、整合性がいま一つ見えないところで反対といたします。

○栗山委員長 それでは、本陳情を不採択とすべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ご異議ないものと認め、7 陳情第 15 号につきましては、不採択とすべきものと決します。

以上で、当常任委員会に付託されました案件についての審査は終了いたしました。

#### 【案 件】 (2) その他

○栗山委員長 次に、その他に入ります。

委員の皆さん及び当局から、何かございましたら発言願います。農地林務課長。

○北方農地林務課長 所管事項で報告いたしました災害復旧に伴う工事費等を本定例会の最終日に上程し、同時に令和8年度へ繰り越しする予定としておりますのでよろしくお願いいたします。

○栗山委員長 ほかございませんか。佐藤委員。

○佐藤委員 私、一般質問でも取り上げましたが、いまの重点支援地方交付金の関係で新しいメニューとして事業者支援メニューに賃金を直接支援しようというメニューがございました。そのメニューを組み込むような思いがあるのか、確認したくてお聞きします。これまでは商工分野と農業分野はそれぞれ別かなと思いますが、双方の分野での動きをお聞かせください。

○栗山委員長 産業活力課主幹。

○石木田産業活力課主幹 兼 商工振興班長 国の重点支援交付金に関わる賃上げの市からの支援ということですが、この交付金に関して県のほうでは賃上げに関する支援制度を始めております。ただその内容につきましては、千円以下の時給の方をまず賃上げした場合、一人当たりで換算して支援しているものでして、総額で一企業当たり50万円までといった支援制度となっております。市としてはまずこちらの県の支援制度を紹介していこうかなと考えております。

○栗山委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 農業分野は範ちゅうではないのでしょうか。

○栗山委員長 産業活力課主幹。

○石木田産業活力課主幹 兼 商工振興班長 現段階で県の事業に関しては、農業法人等が入っていません。なかったと記憶しています。中小企業者等と思われます。

○栗山委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 おそらく農業分野は要件が合致しなくて、制度上も洩れてしまうなと思っていました。農業分野で何か賃上げ関係の支援を行う予定はございますか。

○栗山委員長 農業振興課主幹。

○丸岡農業振興課主幹 兼 構造改革推進班長 農業分野に関しては賃上げ等の支援は今のところ検討はしていません。理由としましては、農家では賃金の支払い等がございませんので、該当してこないという面もございまして、農業法人につきましても米に係る法人が多いということもございまして、今年度は米の価格の高騰等もございまして、ある程度その分は賃金等に反映されているものと捉えておりますので、事業を行ったとしても費用対効果が薄いのかなと捉えておりますので、今年度は実施の予定はございません。

○栗山委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 従業員に対する支払ということですので、はっきり言えば、米の価格が来年度どうなる

かは分からない訳です。今年、米価が高かったから払えたとか、そういう不安定な話ではないかなとは思っています。なかなかそこをどうやって支援するかは難しいとは思いますが、もしかすると県も何かしら考えているかもしれませんし、県とも相談しながら市でも考えていただければなどは思います。

○栗山委員長 そのほかございますか。産業部次長。

○金澤産業部次長 兼 産業活力課長 産業活力課から、新たな企業立地についてご報告いたします。

先週、資料でお知らせしたとおり、鹿角市まちなかオフィスのコネクトオフィスに12月1日付けで株式会社シナジーシステムの入居が決定しております。

株式会社シナジーシステムについてですが、本社は東京都新宿区。業種は情報サービス業で、事業内容としては、企業等が導入するシステムの企画・開発・運用保守およびインフラ構築などで、英語検定に係るシステムも手掛けております。

同社は、昨年、本市が実施したサテライトオフィス視察ツアーに参加したことをきっかけとし、本市との関わりを深めてくださり、その後も、関係人口創出ツアーへの参加など、地域交流を重ねるなかで、本市の事業環境や支援制度などを評価し進出を決めていただいたものです。

また、今年度は、市のテレワーカー活躍促進事業の在宅ワークスキルアップセミナーにおいて、全7回中、3回の講座で講師を務めていただくなど、地域の人材育成にも貢献していただいております。

まちなかオフィスでの事業開始に合わせ、すでに市内から1名を従業員として雇用しており、将来的には5名程度の雇用拡大を計画しております。

今回の進出にあたり、同社は県の誘致企業として認定される予定となっており、明日12日に秋田県庁において、林代表取締役、県副知事、鹿角市長が出席して立地協定締結式が行われ、報道等を含め公式発表される運びとなっております。

このため、本来であれば、所管事項報告で報告すべき事項であります。その他案件でのご報告とさせていただきます。

報告は以上であります。

○栗山委員長 そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ないようですので、ここで委員長を交代しないで私から一言意見だけ言わせていただきます。

今日は指定管理者の指定議案が多かったわけですが、指定相手に問題ありじゃなくて、指定され

ている物件自体に時代にそぐわなくなっているものがどんどん増えてきていると思います。5年スパンで考えると5年後にまだこういうことをやっていると言われるようなものが見当たると思います。北方課長からもお話がありましたが、市の財政について最近いろいろ言われていて、それを考えますと、民間に譲渡できるものは譲渡でも何でもして、無駄なお金は使わない体制を今後検討していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それではほかはないということですので、その他についてはこれで終わります。

ここでお諮りいたします。

本日審査いたしました案件についての委員長報告書の作成についてであります。私と副委員長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ご異議ないものと認め、そのようにさせていただきます。

次に、当常任委員会の閉会中の審査事件につきましては、「農林業及び観光・商工業の振興について」並びに「都市施設の整備について」とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ご異議ないものと認め、そのように私から議長に申出をいたしますので、ご了承願います。

## 【閉 会】

○栗山委員長 以上をもちまして、本日予定しておりました事項の協議は全て終了いたしました。

当局におかれましては、ただいま出されました要望、意見等について十分検討され、それぞれ措置願いたいと思います。

それでは、ただいまの時刻をもって産業建設常任委員会を閉会いたします。

なお、明日12日の会議は休会といたします。

大変お疲れ様でした。

午前11時55分 閉会